



各 位

平成 27 年 10 月 22 日

会 社 名 株式会社 SOL Holdings
代表者名 代表取締役社長 赤尾 伸悟
(J A S D A Q コード・6636)
問合せ先 取締役管理部長 中原 麗
電 話 03 - 3449 - 3939

東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 8 日提出の「改善報告書」について、有価証券上場規定第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を本日別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添書類：「改善状況報告書」

以 上

改善状況報告書

平成 27 年 10 月 22 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿



平成 27 年 4 月 8 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規程に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

目 次

1. 経緯

- (1) 平成 27 年 2 月 27 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った経緯 ······ 5 頁
- (2) 過去に不適正開示を行った経緯
- a. 平成 26 年 10 月 7 日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第 3 回新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延した経緯 ······ 6 頁
 - b. 平成 26 年 10 月 15 日付「スーパーソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延した経緯 ······ 6 頁
 - c. 平成 26 年 12 月 5 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成 27 年 1 月 9 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分変更に関するお知らせ」の開示が遅延した経緯 ······ 6 頁

2. 不適切な開示の発生原因の分析

- (1) 平成 27 年 2 月 27 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った原因 ······ 7 頁
- (a) 代表取締役による事実と異なる説明 ······ 7 頁
 - (b) 適時開示基準を把握していなかったこと ······ 7 頁
 - (c) 適時開示に係る業務フローの未整備 ······ 7 頁
- (2) 過去に不適正開示を行った原因
- a. 平成 26 年 10 月 7 日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第 3 回新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因 ······ 7 頁
 - (a) 資金管理の脆弱さ ······ 7 頁
 - (b) 社内体制の未整備 ······ 8 頁
 - (c) 役職員間における情報共有の不備 ······ 8 頁
- b. 平成 26 年 10 月 15 日付「スーパーソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延した原因 ······ 8 頁
- (a) 適時開示事項に対する知識不足 ······ 8 頁
- c. 平成 26 年 12 月 5 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新

株予約権発行にて調達した資金使途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成 27 年 1 月 9 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行 にて調達した資金使途割当配分変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因 · · · · ·	8 頁
(a) 調達資金の管理に対する意識の低さ · · · · ·	8 頁
3. 再発防止に向けた改善措置	
(1) 平成 27 年 2 月 27 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲 渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った原因に対する改善措置 · · · · ·	8 頁
(a) 代表取締役による事実と異なる説明に関する改善措置 · · · · ·	9 頁
(b) 適時開示基準を把握していなかったことに関する改善措置 · · · · ·	9 頁
(c) 適時開示に係る業務フローの未整備に関する改善措置 · · · · ·	10 頁
(2) 過去に不適正開示を行った原因に対する改善措置	
a. 平成 26 年 10 月 7 日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償 割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第 3 回 新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延 した原因に対する改善措置 · · · · ·	10 頁
(a) 資金管理の脆弱さに関する改善措置 · · · · ·	10 頁
(b) 社内体制の未整備に関する改善措置 · · · · ·	11 頁
(c) 役職員間における情報共有の不備に関する改善措置 · · · · ·	11 頁
b. 平成 26 年 10 月 15 日付「スーパーソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延 した原因に対する改善措置 · · · · ·	11 頁
(a) 適時開示事項に対する知識不足に関する改善措置 · · · · ·	11 頁
c. 平成 26 年 12 月 5 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新 株予約権発行にて調達した資金使途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成 27 年 1 月 9 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行 にて調達した資金使途割当配分変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置 · · · · ·	11 頁
(a) 調達資金の管理に対する意識の低さに関する改善措置 · · · · ·	11 頁
4. その他、社内調査委員会の発足 · · · · ·	12 頁
特別損失 100 百万計上に至る経緯と原因の分析による責任所在の明確化	
5. 再発防止に向けた改善措置実施・運用状況 · · · · ·	12 頁
(1) 平成 27 年 2 月 27 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲 渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った原因に関する改善措置	
(a) 代表取締役による事実と異なる説明に関する改善措置 · · · · ·	12 頁

(b) 適時開示を把握していなかったことに関する改善措置	16 頁
(c) 適時開示に係る業務フローの未整備に関する改善報告	17 頁
 (2) 過去に不適正開示を行った原因に対する改善措置	
a. 平成 26 年 10 月 7 日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第 3 回新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置	
(a) 資金管理の脆弱さに関する改善措置	17 頁
(b) 社内体制の未整備に関する改善措置	18 頁
(c) 役職員における情報共有の不備に関する改善措置	18 頁
b. 平成 26 年 10 月 15 日付「スーパーソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置	
(a) 適時開示事項に対する知識不足に関する改善措置	19 頁
c. 平成 26 年 12 月 5 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成 27 年 1 月 9 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置	
(a) 調達資金の管理に対する意識の低さに関する改善措置	19 頁
 (3) 社内調査委員会の調査結果に基づく改善措置	
① 特別損失計上に関する調査結果に対する改善措置	20 頁
② ハラール認証に関する調査結果に対する改善措置	21 頁
6. 改善報告書の達成状況と今後の方針	
7. 改善スケジュール	22 頁

1. 経緯

- (1) 平成 27 年 2 月 27 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った経緯

当社は、平成 26 年 10 月 7 日に、Oak キャピタル株式会社（以下「Oak」といいます。）を引受先とした第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権（以下、「本予約権」といいます。）を発行することを決議し、その旨を開示しました。

その後、平成 26 年 11 月に、一部の総合情報誌において、当社及び当社役員に関し、事実とは異なるものの「大場武生に実効支配されている」等の報道があったことを受け、Oak 担当者から当社に対して、Oak としては当該報道の真偽の程を調査した上で、当該報道内容が事実でないことが確認されない限り、その時点における本予約権の行使は困難である旨の連絡がありました。そこで、平成 26 年 12 月、Oak 代理人弁護士に対し本予約権の第三者への譲渡の意思があることを伝えました。

その後、Oak との間で本予約権の第三者への譲渡に関する交渉を行っていた平成 27 年 1 月、当社において契約内容に関する理解が不足していたことを原因として、当社は、ロックアップ誓約条項（※）に抵触する開示（平成 27 年 1 月 20 日付「簡易株式交換によるウエディングドリーマーズ株式会社の完全子会社化及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」）を行うことになりました。

当社は、開示の後にロックアップ誓約条項に抵触していたことを認識し、その後は Oak より違約金の支払い等について協議を申し入れられたことにより、協議することになりました。その結果、平成 27 年 2 月 26 日に、その時点で Oak が保有していた本社債 100 百万円を額面の 150%（150 百万円）で買戻し、あわせて違約金を 50 百万円支払うこと、及び、本予約権を当社が紹介した第三者に対して Oak が譲渡することで、当社は Oak との間で合意書を締結しました。（平成 27 年 2 月 27 日、当社は任意買入消却に基づく本社債の買戻しに関する開示を行いました。）

それにより、当社の適時開示の基準を超える特別損失（100 百万円）が発生することになりましたが、当社では自社の適時開示の基準を認識していなかったためにこれが開示を要する事項であるとの認識がなく、また、開示を要する事項であるか否かの確認を十分に行わなかったことから、開示時点において 100 百万円の特別損失が発生することについて開示することはありませんでした。また、当社は、平成 26 年 12 月の時点において Oak との間で本予約権譲渡交渉にて残存する本社債についても任意買入消却に基づいて買戻す意思があったこと、及び、可能であればロックアップ誓約条項に抵触していたという事実に触れたくなかったことを理由として、この特別損失がロックアップ誓約条項に抵触して発生した旨の開示をすることはありませんでした。

平成 27 年 3 月 2 日、Oak が、自身の開示資料において、当社の平成 27 年 2 月 27 日付開示資料「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲渡に関するお知らせ」の内容には「事実と異なる記載事項がある」と指摘しました。同日、東京証券取引所から当社に対して事実関係の確認に係る照会がありました。しかしながら当社は、平成 27 年 2 月 27 日時点と同様の理由により平成 27 年 2 月 27 日に開示した開示資料の訂正は行わず、開示資料において特別損失の発生事由については説明しませんでした。また、東京証券取引所の照

会に対しては、代表取締役が、「あくまでも任意の買戻しである。」と、事実とは異なる説明を行っておりました。

※ロックアップ誓約条項

払込期日から 6 ヶ月が経過した日、又は未行使の本予約権が存在しなくなった日のうちいち早く早いほうの日までの間、割当先の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券の発行、処分、又はそれに関わる公表をしてはならない。

(2) 過去に不適正開示を行った経緯

- a. 平成 26 年 10 月 7 日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第 3 回新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延した経緯

当社は、過去の増資により調達した資金を、当初開示資料において設備投資等に充当すると説明していたにも関わらず、平成 26 年 4 月頃より運転資金に充当しておりました。

東京証券取引所からの照会に対して過去の増資により調達した資金の利用状況の説明を行っていた際に、東京証券取引所から指摘を受け、平成 26 年 10 月 7 日に資金使途変更等に係る開示を行いましたが、本来これらは平成 26 年 4 月頃に開示すべき事項でありました。

- b. 平成 26 年 10 月 15 日付「スーパー・ソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延した経緯

当社は、平成 26 年 10 月 7 日開催の取締役会において当社のスーパー・ソルガム事業部門を当社 100%子会社に譲渡する決議をしたもの、グループ内の事業譲渡であるため開示事項ではないものと認識しており、この時点で開示することはませんでした。これは、本来決議日である平成 27 年 10 月 7 日に開示すべき事項でした。

- c. 平成 26 年 12 月 5 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成 27 年 1 月 9 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分変更に関するお知らせ」の開示が遅延した経緯

当社は、平成 26 年 10 月 7 日付開示資料「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行に関するお知らせ」によって調達した資金に関し、本予約権の行使により調達した資金を充当すべき使途に対して本社債の発行により調達した資金を充当するなどしておりました。

東京証券取引所からの照会に対して本社債の発行等により調達した資金の利用状況の説明を行っていた際に、東京証券取引所からの指摘を受け、それぞれ平成 26 年 12 月 5 日及び平成 27 年 1 月 9 日に資金使途の内訳変更等に係る開示を行いましたが、本来これらはその認識時点である平成 26 年 11 月、平成 26 年 12 月において開示すべき事項でありました。

2. 不適切な開示の発生原因の分析

(1) 平成 27 年 2 月 27 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った原因

(a) 代表取締役による事実と異なる説明

当社代表取締役は、事実を歪曲して捉えて当社にとって都合の悪い情報を開示しないという誤った判断を行いました。また、代表取締役が東京証券取引所の照会に対して事実とは異なる説明を行いました。

(b) 適時開示基準を把握していなかったこと

当社では、何円以上の特別損失が当社にとっての開示対象となるのか把握できておらず、また、本件 100 百万円の特別損失発生時において適時開示が必要な事項であるか否かの確認を十分に行わなかつたことから、平成 27 年 2 月 27 日の時点において 100 百万円の特別損失の発生について開示不要という誤った判断をすることになりました。

(c) 適時開示に係る業務フローの未整備

当社では、適時開示すべき事実が発生した際に、その情報を取扱う業務フローが整備されておらず、規程・マニュアル等が作成されておりませんでした。結果として、適時開示すべき事実が発生する都度、一部の役員の判断により、その情報が取扱われることになり、その役員の判断が誤った場合には、それが即座に会社の情報開示の不備につながることになりました。

(2) 過去に不適正開示を行った原因

a. 平成 26 年 10 月 7 日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第 3 回新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因

(a) 資金管理の脆弱さ

当社では、増資により調達した資金を他の資金と同様に扱っており、預金口座を分けるなどして、分別管理しておりませんでした。また、他の資金と同じ口座で取扱う場合においても、増資により調達した資金が、開示資料に記載した使途のとおりに充当されているのか、一切確認していませんでした。

(b) 社内体制の未整備

当社管理部は、経理、人事総務を含め8名で構成されておりますが、東京証券取引所、関東財務局及びその他外部機関への相談や照会に対する回答業務を行っているのが基本的に管理部長のみであるため、その不在時において、それらの業務が滞ることになっておりました。その結果、外部機関からの照会に対する回答や開示すべき事実が発生した時点における情報開示が速やかに行われないことになりました。

(c) 役職員間における情報共有の不備

各部門において増資により調達した資金が運転資金等に使用されていても、それが速やかに管理部門に伝えられることはありませんでした。また、上記（1）(c)にも記載のとおり、情報伝達に係るフローが整備されておらず、規程・マニュアル等が作成されておりませんでした。

b. 平成26年10月15日付「スーパーソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延した原因

(a) 適時開示事項に対する知識不足

当社のスーパーソルガム事業について、その事業部門の譲渡先が当社100%子会社であったため、適時開示事項ではないものと認識しておりました。また、開示に至るまでの間、譲渡価額算出方法の最終確認に時間がかかり開示が遅延しました。

c. 平成26年12月5日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成27年1月9日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因

(a) 調達資金の管理に対する意識の低さ

上記aの不適切な開示を受け、当社では、増資により調達した資金用の預金口座を開設し、他の資金とは別に管理することにしました。それにより、増資により調達した資金が当初開示した内容のとおりに使用しているか否かの確認を行っておりましたが、本予約権の行使により調達した資金を充当すべき使途に対して本社債の発行により調達した資金を充当すること等については、調達した資金の中での入り繰りに過ぎないと誤った判断を行い、速やかに開示することはありませんでした。

【改善報告書に記載した改善措置】

3. 再発防止に向けた改善措置

(1) 平成27年2月27日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第5回新株予約

権譲渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った原因に関する改善措置

(a) 代表取締役による事実と異なる説明に関する改善措置 イ 新体制の発足

当社代表取締役宮嶋淳氏は、今回の改善報告書の徵求措置を受けた事実を重く受け止め、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会の終了をもって代表取締役を辞任いたします。現時点における後任の代表取締役候補としましては、社外取締役である田中英雄が就任予定であります。

本来であれば、本日の改善報告書提出をもって代表取締役の交代が望ましく、代表取締役宮嶋淳氏もその意向でしたが、田中英雄が弁護士ということもあり、当社代表取締役就任にあたり現在着手している弁護士業務の引継ぎを行う必要があるため、定時株主総会終了までは現体制で業務執行を行います。

当社は、以下に掲げる改善策を誠実に実行し、当社に所属する役職員が情報開示の重要性を再確認し、開示体制の強化と知識の向上を図ることで、不適切な開示の再発防止に努めてまいります。

ロ セミナー等への参加による理解の向上

東京証券取引所が開催する適時開示セミナー、その他外部機関が不定期に開催する研修等に積極的に参加することにより、適時開示の意義や開示体制の整備について理解を深めることとします。また、参加者からの報告を管理部関係者に書面、電子メール等の方法により周知させることで、管理部内において情報の共有を図ります。また、業務に対する共通認識を持たせることで、今まで特定に役職者のみが対応していた業務につきましても、管理部全員が対応できるように人材育成に努めます。

〈既に参加が確定しているセミナー〉

開 催 日 時	演 題	主 催
平成27年4月9日	コーポレートガバナンス・コードセミナー	東京証券取引所
平成27年4月13日	適時開示セミナー	東京証券取引所
平成27年4月27日	コーポレートガバナンス・コードセミナー	三井住友信託銀行

ハ 監査役会及び監査法人との連携

今後は、監査役及び会計監査人との間で定期的な面談を行い、「発生事実」が見込まれるような重要事項に関する情報提供を積極的に行うことで、当社の適時開示に係る体制等について都度助言を受けることといたします。具体的な方策につきましては、今後検討いたします。

(b) 適時開示基準を把握していなかったことに関する改善措置 イ 適時開示すべき事項の把握

管理部長が適時開示すべき項目と当社の基準についてまとめた一覧表を作成し、それを取締役、海外子会社責任者、子会社役員及び各部門長（以下、「各部門長等」といいます。）に展開することによって、当社はどのような事象が発生する場合において適時開示を行わなければならないのか全社的に確認、理解することができるようになります。

ロ 外部専門家の積極的な活用

当社は、上記イのほか、外部専門家への積極的な相談を行うことによって情報開示の漏れや生じる可能性をなくし、正しい情報の記載を行いたいと考えております。例えば、開示すべき「決定事項」が生じる見込みがある場合については、その計画段階から弁護士や公認会計士等の外部専門家への相談を行うことにより、将来的な開示の必要性に係る意見交換を行うことを想定しております。

(c) 適時開示に係る業務フローの未整備に関する改善措置

イ 業務フローの策定

「決定事実」については、その計画段階において、「発生事実」については、その発生可能性が見込まれた時点で、その事実を認識した各部門長等から代表取締役社長及び管理部長に遅滞なく報告するものといたします。また、その報告を受けた管理部長は開示資料の作成に着手し、開示すべき時点までにその準備を完了させることといたします。管理部長は、その内容に応じて取締役会又は代表取締役社長の承認のもと適時開示を行います。

ロ 業務マニュアルの策定

上記イにより策定した業務フローに関するマニュアルを作成します。

(2) 過去に不適正開示を行った原因に対する改善措置

- a. 平成 26 年 10 月 7 日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第 3 回新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に関する改善措置

(a) 資金管理の脆弱さに関する改善措置

イ 資金の分別管理

上記のとおり、当社では増資により調達した資金用の預金口座を新たに開設し、他の資金とは別に管理することにしております。今後も引き続き預金の分別管理を行ってまいります。

ロ 管理部長による資金管理

これまででは、増資により調達した資金が開示資料に記載した使途のとおりに充当されてい

るのか一切確認されていなかったことから、管理部長が預金口座の管理を行うこととし、その旨を、「決裁／職務権限規程」に明記するため、規程の改訂を行います。

- (b) 社内体制の未整備に関する改善措置
イ 中途採用の活用等による社内体制の整備

管理部門の業務に対応するため、平成 27 年 3 月 20 日において、社内的人事異動により 1 名を IR 担当に任命しております。また、平成 27 年 6 月までにさらに 1 名を中途採用することにより IR 担当の人員を拡充し、管理部長を含めて 3 名の体制にて今後の業務にあたります。現在、人材紹介会社に対して、上場会社の IR 部門の業務経験のある人材の紹介を依頼しております。

- (c) 役職員間における情報共有の不備に関する改善措置
イ 適時開示すべき事項の把握及び業務フローの作成

上記 (1) (b) イ及び (c) イのとおり、今後は全社的に適時開示すべき事項の把握に努め、それを適切に共有する業務フローを確立いたします。

今後は今回発生したような事実確認漏れがないようにいたします。

- b. 平成 26 年 10 月 15 日付「スーパーソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置

- (a) 適時開示事項に対する知識不足に関する改善措置
イ 適時開示事項に関する知識の向上

会社情報適時開示ガイドブックの内容を正しく理解することで、開示遅延の防止を図ります。また、上記 (1) (a) ロのとおり外部セミナー参加にて知識の向上を図ります。加えて (1) (b) イ及び (c) イのとおり、今後は全社的に適時開示すべき事項の把握に努め、それを適切に共有する業務フローを確立いたします。

- c. 平成 26 年 12 月 5 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成 27 年 1 月 9 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置

- (a) 調達資金の管理に対する意識の低さに関する改善措置
イ 資金管理及び適時開示に対する意識の改善

上記 (1) (a) に記載のとおり、当社は、改善策を誠実に実行し情報開示の重要性を再認識す

るとともに、資金管理及び適時開示に関する意識改革に努めてまいります。

4. その他、社内調査委員会の発足

当社は、今回の特別損失 100 百万円の計上に関する事実確認及び再発防止のため、平成 27 年 3 月 17 日に社内調査委員会を発足しました。

(1) 社内調査委員会発足の趣旨

今回の特別損失 100 百万円計上に至る原因究明を行うことを趣旨としています。

(2) 社内調査委員会の目的

事実確認により、特別損失計上に至る経緯、責任所在の明確化、再発防止を目的としています。

(3) 社内調査委員会の構成

委員長	川村 一博	弁護士	二重橋法律事務所
委 員	益田 康雄	当社監査役	
委 員	円谷 智彦	当社監査役	
委 員	若尾 康成	当社監査役・弁護士	若尾総合法律事務所

(4) 社内調査委員会による調査スケジュール

平成 27 年 3 月 17 日 社内調査委員会設置

社内調査委員会においては、厳正かつ徹底した調査を行い、調査終了後、当社取締役会は調査報告書の提出を受けます。調査の結果、明らかとなった事実関係につきましては必要に応じて適時開示を行います。

【改善措置実施・運用状況】

5. 再発防止に向けた改善措置実施・運用状況

(1) 平成 27 年 2 月 27 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った原因に関する改善措置

(a) 代表取締役による事実と異なる説明に関する改善措置

イ. 新体制の発足の実施状況

平成 27 年 6 月 26 日開催の第 45 期定時株主総会において当社代表取締役は宮嶋淳氏から田中英雄に交代しております。また、宮嶋淳氏につきましては、当社及び当社グループの代表取締役並びに取締役を全て辞任しており、同日をもって当社とは何ら関係を有していません。

また、以前は元代表取締役である宮嶋淳氏及び元取締役である田口伸之介氏のみが情報共有をしている状態でありました。しかしながら株式会社東京証券取引所より公表措置及び改善報告書徴求措置を受けた事により平成 27 年 3 月 25 日以降から平成 27 年 6 月 26 日に宮嶋淳氏が当社代表取締役及び、取締役を辞任するまでの期間を含め現在に至るまで、当社の機関決定事項は全て取締役会に関係資料を全役員に配布し上程されており、従前のような元代表取締役

である宮嶋淳氏及び、元取締役である田口伸之介氏のみが事実認識をしている状況を払拭しています。さらに、元代表取締役である宮嶋淳氏に関する社内調査委員会に関する費用の支出等の決議事項においては、利害関係人である同人に對し除外する範囲を決議のみに限らず、議論自体からも除外するなど、除外範囲を拡大し審議を行う等の措置を講じております。

なお、当社は、従前の反省を踏まえ業務執行にあたり代表権を持つ取締役を2名選定いたしております。まず、弁護士である田中英雄につきましては当社グループ全体のコンプライアンス及び、コーポレートガバナンスに重点を置いた業務執行を行っております。もう1名の代表取締役である赤尾伸悟につきましては、平成27年7月29日開催の当社第45期定期株主総会継続会にて取締役に選任され、その後開催しました当社取締役会におきまして、代表取締役社長に選定されております。赤尾伸悟はスーパーソルガムを取扱うバイオ燃料事業含め、当社グループ全体の事業運営を行っております。

このように、実業である業務を執行する代表取締役と、事業運営にあたり法的側面から取締役会に的確な助言を行う代表取締役を置くことで契約締結、事業推進等に関する機関決定に対し活発な意見交換と、より慎重な判断を行うことができる体制といたしました。

なお、当社元代表取締役である宮嶋淳氏及び、元取締役である田口伸之介氏、両名に対しましては、社内調査委員会が善管注意義務違反を認定しており、平成27年9月29日付「(経過開示)当社元代表取締役及び元取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、両名に対しましては、特別損失並びに事実と相違した虚偽の公表を行ったことに対する損害賠償請求を東京地方裁判所に提訴いたしました。本件につきましては、提訴時点における当社が認識する損害額を請求しておりますが、今後、新たな損害が判明した時点で追加請求を行ってまいります。また、本件につきましては、都度進捗状況につきまして適宜開示してまいります。

四、セミナー等への参加による理解向上

東京証券取引所及び、その他外部機関が不定期に開催する研修等に参加いたしました。
参加状況は下記のとおりです。

また、当初は管理部内全員が適時開示を行える体制つくりを計画しましたが、管理部内における業務分掌が経理財務、人事総務等に分かれており、それぞれ主業があるため、まずは管理部長とIR担当者において適時開示業務に関する理解と知識の向上を図ることとし、人事総務を除く他の管理部職員につきましては、平成28年4月を目途に適時開示業務が行えるよう外部研修の参加、社内研修を継続して行い、併せて経過報告の開示を行います。現時点におきましては、管理部にて統一した認識と理解ができるように、管理部長及びIR担当者が外部セミナーにて受講した研修内容及び研修時の資料をファイリングすることで管理部内にて情報共有を図っております。さらに、管理部長不在時においても管理部IR担当職員により適時開示がおこなえるよう、セミナーの復習をはじめ、社内にて過去の開示事項をケーススタディとした開示事項の把握と理解を深めております。通常業務におきましても、実際に開示する資料の作成、東京証券取引所への報告、TDnetの登録までを行えるようIR担当者の人材育成を実施しており、決定事項、発生事項等につきましては適時開示資料の作成等を行っており、こうした定型的な適時開示業務は行えるようになりました。しかしながら、過去の適時開示に対する経過報告等定型外の適時開示業務についてはIR担当者単独での資料作成までは行えておりま

せん。このように現時点ではIR担当者の知識習得途上でありますが平成28年1月を目途に管理部にて管理部長以外のIR担当者につきましても適時開示が行えるようにいたします。まずは管理部長とIR担当者が適時開示を正確に行えるよう改善をいたしますが、段階的に人事総務を除く管理部職員が適時開示を行えるよう業務に取り組んでまいります。今後につきましても、東京証券取引所及び、その他外部機関が不定期に開催する研修には積極的に参加を行い、適時開示に関する正しい理解と認識及び、開示事項に関する知識の習得を目的に、管理部職員（IR担当者）が決定事実及び発生事実につき会社情報適時開示ガイドブックを参考に開示資料の作成から開示までの知識を得るまでは社内において月1回の適時開示、情報管理に関する研修も実施し、その後も定期的な研修を行います。

社外研修スケジュール参加状況

開催日時	演題	主催	参加人数
平成27年4月9日	コーポレートガバナンス・コードセミナー	東京証券取引所	2名参加 管理部長 管理部職員
平成27年4月13日	適時開示セミナー	東京証券取引所	2名参加 管理部長 管理部職員
平成27年4月27日	コーポレートガバナンス・コードセミナー	三井住友信託銀行	2名参加 管理部長 管理部職員
平成27年5月20日	平成26年金商法改正を踏まえた大量保有報告制度の法務と実務	宝印刷	1名参加 管理部職員
平成27年7月21日	適時開示セミナー（入門編）動画視聴	東京証券取引所	1名参加 管理部長
平成27年7月21日	適時開示セミナー（入門編）確認テスト実施	東京証券取引所	1名参加 管理部長
平成27年9月1日	適時開示セミナー（実務編）	東京証券取引所	1名参加 管理部長

社内研修スケジュール

開催日程	具体的な研修内容	実施状況	参加者
平成27年9月19日	東京証券取引所における適時開示研修（実務編）における研修内容の復習 他社事例を使用した開示における判断基準 決定事実については、どの時点で開示を行うことが正しいか 発生事実については、軽微基準含めガイドブックからの開示基準の読み取り	実施済	IR担当者

平成 27 年 10 月 20 日	経過開示等、任意開示における開示資料の作成と経過報告の要旨等を当社過去事例から研修	実施済	IR 担当者
平成 27 年 11 月 19 日	東京証券取引所における適時開示研修（実務編）における研修内容の復習 会社情報適時開示ガイドブックを使用し、当社が過去開示遅延となった事業譲渡、特別損失発生等に対する開示基準の確認及び具体的な開示資料の作成	実施予定	IR 担当者 経理課長
平成 27 年 12 月 18 日	会社情報適時開示ガイドブックを使用し、当社及び子会社における決定事実、発生事実（各 5 件）を想定した開示基準の確認及び開示時期の再確認	実施予定	IR 担当者 経理課長

ハ. 監査役会及び監査法人との連携

監査法人との情報共有につきまして、前期末までは、四半期ごとの経営者面談時にまとめて事業の進捗状況の報告、経営数値の確認を実施していました。このように、年間 4 回の面談しか行わなかったことで情報共有に対する意識が希薄化しておりました。このような中、平成 27 年 4 月下旬より、特別損失等の会計上の開示が必要な「発生事実」が見込まれることが予測できた時点におきまして、その都度、メール、電話、面談を要請し情報共有を実施しており、事前に相談を開始することで、会計上の考え方と正しい会計処理につき助言をいただいております。また、業績予想、特別損失等につきましては、事実認識に相違がない事を相互に確認したうえで適時開示を行っております。

監査役とは、毎月開催される定期取締役会の開催後に面談を行っております。以前は、取締役会での決議事項の説明、月次の報告、事業進捗を取締役会のみで確認していましたが、今期より、監査法人からの会計上の指摘事項、考え方につき情報交換と情報共有を図っております。また、事業説明につきましては、月 1 回の定期取締役会以外において進捗状況を報告することで、監査役からの具体的な質問に対して資料等をもとに、その時点における状況説明を行っております。このような報告を行うことで事業進捗に関する適時開示事項、会計に関する適時開示事項、それぞれの開示資料の開示内容と、資料を基に説明したことが一致していることを確認しています。

また、「決定事実」に関しましては、後述します (b) ロのとおり、主に外部専門家である弁護士に相談を行っております。

以上のように、外部専門家への助言を求める体制としましては、当社より監査法人、監査役、外部弁護士に対しまして、積極的な情報の提供を行っていくことで適時開示に対する正しい理解と認識をいたします。また、当社の適時開示に係る体制等について都度助言を受けており、既に監査役からの助言に基づき決定事実、発生事実共に適時開示事項が予測できた時点で、監査役、監査法人、顧問弁護士への相談、報告を行い、適時開示の要否の検討を始め、会社情報適時開示ガイドブックにより開示項目への該当及び開示時期の確認を行っております。このように、以前までは監査法人、監査役、外部専門家への相談、報告も行わず当社独自の考えに基

づき適時開示を行っておりましたが、上述のように、平成 27 年 4 月からは適時開示に対する考え方を改めて業務に取り組んでおります。

(b) 適時開示基準を把握していなかったことに関する改善報告

イ. 適時開示すべき事項の把握

適時開示すべき事項一覧を平成 27 年 5 月に作成し、管理部長及び、管理部 IR 担当職員の 2 名にて適時開示事項一覧を保有することで、当社及び子会社における決定事実、発生事実を相互に確認することを行っております。さらに、管理部 IR 担当職員が収集した情報をもとに「決定事項」につきましては、管理部長が取締役会招集通知発送時に把握している議案が開示事項に該当するかを確認し、適時開示事項であれば開示資料のドラフトを作成し取締役会開催時ににおいて資料を取締役、監査役に配布しています。

また、営業損失、営業外損失、特別損失（以下、「損失」といいます。）、営業利益、営業外利益及び特別利益（以下、「利益」といいます。）につきましては、会社情報適時開示ガイドブックの確認を行うと共に、損失につきましては、平成 27 年 8 月 13 日に、利益につきましては平成 27 年 10 月 9 日にそれぞれ開示基準の計算式を組込んだ判定ファイルを作成しました。これにより、損失又は利益が発生した時点で判定ファイルに損失額又は利益額を入力することで、開示の有無を判定させます。このように会社情報適時開示ガイドブックの開示基準と判定ファイルにてチェックを行っており、決算期ごとに実績数値を組み替えることでファイルの更新を定期的に実施いたします。なお、平成 27 年 4 月中旬から判定ファイル作成までの間につきましては、外部専門家へ確認を行い、開示事項に対する記載漏れがないように対応してまいりました。さらに、会社情報適時開示ガイドブック、開示基準判定ファイルのチェックと併行して会計士、監査法人への確認を行う習慣と、定期的な報告を実施することでより密な情報共有が可能になると判断しております。また、判定ファイルを作成していない数値基準のある適時開示事項につきましては、引き続き外部専門家へ確認を行ってまいります。なお、当社子会社に対しましても、各子会社の取締役とは定時取締役会での定期報告以外において、子会社として適時開示に該当する決定事実が生じることが予測された時点、また、発生事実が予測された時点において、当社が作成した適時開示マニュアルに基づき当社管理部長へのメール、電話、面談等による連絡を行うよう指導しております。また、日ごろより子会社取締役に対しましては管理部長、管理部経理課長より経理、財務に関する会計情報等に関しまして電話、メールの連絡を行っており、常に状況の確認と報告を受ける体制つくりをしています。

ロ. 外部専門家の積極的な活用

平成 27 年 4 月中旬より、通常業務を行う上で、決算等に関する会計上の仕訳処理、勘定科目の確認等につきましては、監査法人とは別に顧問契約を締結しています会計事務所（公認会計士、税理士）へ、契約締結に関するリーガルチェックは顧問弁護士へ、その都度、メール、電話、面談にて相談を実施しています。適時開示につきましては、まず、当社にて会社情報適時開示ガイドブックにて開示事項の確認を行い、さらに外部専門家にも開示の必要性を確認しております。その上で、開示事項につきましては、正しい情報公開を行うため、会計に関することは公認会計士、会社法など法的事項に関することは弁護士等の外部専門家に対し、適宜相談と助言を求め、正確な情報開示に努めています。